

情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会
X帯沿岸監視用レーダー作業班（第4回） 議事要旨

1 日時

令和6年7月25日（木）10:00～10:48

2 場所

Web会議（Teams）

3 出席者（敬称略、順不同）

[構成員]

福田主任、田北主任代理、石河構成員、柿元構成員、國吉構成員、佐々木構成員、清水構成員、中村構成員（代理：山田様）、長山構成員、橋田構成員、花土構成員、本多構成員、森下構成員

[説明員]

東芝インフラシステムズ株式会社 水谷様

日本無線株式会社 荒井様

日本無線株式会社 大槻様

古野電気株式会社 園本様

[事務局]

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 廣瀬課長、長澤課長補佐、川津係長

4 配付資料

資料一作4-1 情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 X帯沿岸監視用レーダー作業班報告（案）

資料一作4-2 情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 X帯沿岸監視用レーダー作業班報告（案） 概要

資料一作4-3 今後のスケジュール案

参考資料1 情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 X帯沿岸監視用レーダー作業班 第3回会合議事概要

参考資料2 航空・海上無線通信委員会運営方針

参考資料3 X帯沿岸監視用レーダー等の高度化のための技術的条件に関する調査報告書

参考資料4 X帯沿岸監視用レーダー作業班 構成員名簿

5 議事概要

(1) X帯沿岸監視用レーダーの技術的条件に関する作業班報告（案）のとりまとめについて情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 X帯沿岸監視用レーダー作業班報告（案）【資料一作4-1】の概要資料である【資料一作4-2】により事務局から説明が行われ、以下の質疑応答等が行われた。

（國吉構成員）

【資料一作4-2】のP3（2）において、令和4年度X帯沿岸監視用レーダー等の高度化のための技術的条件に関する調査報告書【参考資料3】では、メイン—メインがバッティングする時間などの記載があり、陸上設置気象レーダーと干渉が発生するとの報告があつたとの認識であるが、今回新たに「干渉の確率は非常に小さく、時間は非常に短いため通常は許容する。」と追加で記載した経緯は何か。

（長山構成員）

ご認識のとおり、令和4年度 X 帯沿岸監視用レーダー等の高度化のための技術的条件に関する調査報告書としてバッティング時間や干渉の確率をシミュレーションしていたが、本作業班の他構成員との検討結果から干渉の可能性が極めて小さいためこのような記載にした。

（國吉構成員）

検討内容を個別に解説をしてほしい。

（國吉構成員）

【資料一作4-2】のP3（2）において、「干渉が発生した場合は、運用者協議を実施する。」としているが、P8の「他無線システムの共用条件」では条件として「運用者協議において合意される」としているため、干渉事後に運用者協議が実施される「干渉が発生した場合」では齟齬があるのではないか。

（事務局）

本検討のレーダーの免許手続きに関しては、地方総合通信局限りで免許するというものではなく、本省指示伺いが必要となることを想定している。その際に、運用者間の調整結果を確認し、他の無線局との干渉状況についてしっかりと確認をした上で免許する想定である。

（事務局）

國吉構成員のご発言のとおり、齟齬と読み取られる可能性があるため、「干渉が発生した場合」ではなく、「干渉の懸念がある場合」といった記載にする方向で報告案を修正させていただきたいと思うが、構成員のご意見を伺いたい。

（当該修正に関して他構成員に意見を求めたが、特段の意見はなかった。）

（2）その他

事務局から【資料一作4-3】より今後のスケジュール説明が行われ、特段の質疑はなか

った。また、今後、航空・海上無線通信委員会への報告前に報告案の一部を修正する可能性があるが、技術的条件に重大な影響を及ぼす可能性がある変更が発生した場合は改めて構成員に照会することとし、それ以外の場合は福田主任、田北主任代理及び事務局に一任されることが承認された。

以上